

東近江市商工会建設業部会 技能資格等取得促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東近江市商工会建設業部会部会員（以下、部会員という。）の、各種技能資格の取得を促進し、部会員の資質向上と事業発展、拡大に資するため、部会員の技能資格等の取得に関し受講経費の一部助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 この要綱における助成対象者は、部会員とその事業に従事する家族、従業員とする。但し、年度内に申請し取得した資格等に限る。

(対象資格等)

第3条 この要綱における助成は、別紙内容に基づく資格等取得に関し、受講料の一部について助成を行う。但し、安全衛生教育等関係は除く。

(助成の額)

第4条 この要綱における助成の額は次の額とする。

資格等受講料金の千円未満を切り捨てた金額か、5,000円のいずれか低い方の金額。

(助成の上限)

第5条 この要綱における各部会員に対する助成申請の上限は、1部会員事業所、年度内1回限りとする。

(助成の順位)

第6条 助成の順位は申請書（様式1）により申請のあった先着とし、助成の総額に達した時、助成は終了する。

(助成の総額)

第7条 この要綱での年度内（4月1日から翌3月31日）総額は、予算の範囲内で東近江市建設業部会幹事会において決定する。

(助成の申請)

第8条 助成の申請は、次の書類を提出する。

- ① 申請書（様式1）
- ② 別紙：助成対象 技能講習一覧で支払った受講料金の領収書またはコピー（振込先が確認できる振込用紙）
- ③ 受講資格の種類が確認できる書類（受講票等のコピー等）

(要綱の改廃)

第9条 この要綱の改廃は、東近江市商工会建設業部会幹事会において行う。

附 則 この要綱は、令和元年度東近江市商工会建設業部会第1回幹事会の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この改正は、令和2年度東近江市商工会建設業部会第1回幹事会の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別紙：助成対象 技能講習一覧

No.	名称
01	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び堀削用)運転技能講習
02	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
03	車両系建設機械(解体用)運転技能講習
04	不整地運搬車運転技能講習
05	高所作業車運転技能講習
06	フォークリフト運転技能講習
07	ショベルローダー等運転技能講習
08	玉掛け技能講習
09	床上操作式クレーン運転技能講習
10	小型移動式クレーン運転技能講習
11	ガス溶接技能講習
12	コンクリート破碎器作業主任者技能講習
13	地山の掘削作業主任者技能講習
14	土止め支保工作業主任者技能講習
15	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
16	ずい道等の履工作業主任者技能講習
17	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
18	足場の組立て等作業主任者技能講習
19	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
20	コンクリート造りの工作物の解体等作業主任者技能講習
21	鋼橋架設等作業主任者技能講習
22	コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
23	採石のための掘削作業主任者技能講習
24	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
25	はい作業主任者技能講習
26	船内荷役作業主任者技能講習
27	ボイラー取扱技能講習
28	ボイラーアクセサリ取扱作業主任者技能講習
29	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
30	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
31	木材加工用機械作業主任者技能講習
32	プレス機械作業主任者技能講習
33	乾燥設備作業主任者技能講習
34	酸素欠乏危険作業主任者技能講習
35	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
36	特定化学物質等作業主任者技能講習
37	鉛作業主任者技能講習
38	四アルキル鉛等作業主任者技能講習
39	有機溶剤作業主任者技能講習
40	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
41	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
42	石綿作業主任者技能講習
43	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

(様式 1)

技能資格等取得促進助成金

申 請 書

東近江市商工会

建設業部会長 様

年 月 日

事業所

住 所

氏 名

印

東近江市商工会建設業部会技能資格等助成金の支給が受けたいので、下記のとおり申請します。

受講者氏名			年齢	才
事業者との関係	1 本人 2 家族 3 従業員			
受講資格等 ホームページ等で、該当する資格等を確認していくだけ下さい	(交付要綱第3条に規定する資格等に限る)			
受講料	円			
受講終了日	年 月 日			
振込先	銀行・信用金庫・農協		本店・支店・出張所・代理店	
種目	1. 普通	2. 当座	口座番号	
口座名義	(カタカナ)			
	(漢字)			

※ 助成対象者は、東近江市建設業部会員又は、その事業に従事する家族、従業員とする

※ 年度内に申請し取得した資格等に限る

助成金額の計算

受講料 = ① , 000円 (千円未満切り捨て)

助成金額 ①と 5, 000円の少ない方の金額

, 000円

添付書類 ①受講料金額、支払先が確認できる領収書または振込票の写し
②受講資格等が分かり、受講した事または資格取得した事が
確認できる書類（受講票等）

※ 東近江市商工会建設業部会が部会の予算の範囲で行う事業です。先着順に助成を行い、
予算が無くなり次第助成は終了しますので、必ず助成できるものではありません。